

トラック運送事業における
新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(第1版)

【 チェックリスト 】

公益社団法人 北海道トラック協会
令和 2 年 5 月

はじめに

トラック運送事業は、我が国の国民生活や経済活動を支える重要なインフラであり、緊急事態措置の期間中にも、最低限の業務の継続が求められており、同時に、事業者として自主的な感染防止のための取組を進めることにより、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止していくことも求められております。

北海道トラック協会では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、公益社団法人全日本トラック協会が作成した「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第1版）」を活用し取り組むこととしておりますが、加えて、各事業所において感染防止の取組の徹底が図られるようガイドラインをチェックリスト形式としてとりまとめました。

本ガイドラインをトラック事業従事者の感染防止、事業所内（従業員間）での感染拡大防止にご活用いただきますよう、お願いいたします。



トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)

【チェック】

対 策 項 目		実 施
(1) 感染予防対策	① 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止対策について検討する体制を整える。	
	② 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。	
	③ 国や北海道、公益社団法人北海道トラック協会等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を収集する。	
(2) 健康管理	① 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行い、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いが重点的に確認する。	
	② 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員について、毎日健康状態を確認した上で、症状がなくなり、事業所として出社判断を行う際には、日本渡航医学会・日本産業衛生学会作成「職域のための新型コロナウイルス感染症対策ガイド」などを参考にする。症状に改善が見られない場合は、医師や保健所への相談を指示する。	
	③ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。	
(3) 通勤	① テレワーク、時差出勤、ローテーション勤務、変形労働時間制、週休3日制など、様々な勤務形態の検討を通じ、通勤頻度を減らし、公共交通機関の混雑緩和を図る。	
	② 自家用車、自転車など公共交通機関を使わずに通勤できる従業員にこれを励行する。	
	③ その他の従業員についても、時差出勤の励行、従業員用の通勤バスの運行などにより、公共交通機関の利用の緩和を図る。また、公共交通機関を利用する従業員には、マスクの着用や、私語をしないこと等を徹底する。	
(4) 事業所での勤務	① 従業員が、できる限り2メートルを目安に、一定の距離を保てるよう、人員配置について最大限の見直しを行うよう努める。	
	② 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液などを配置する。	
	③ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中のマスク等の装着を徹底する。	
	④ 飛沫感染防止のため、座席等は広々と配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置、横並びにするなど工夫する(その場合でも最低1メートルあける等の対策を検討する。)	
	⑤ 窓が開く場合、1時間に2回程度、窓をあけ換気に努める。建物全体や個別の作業スペースの換気にも努める。(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける。)	
	⑥ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。	
	⑦ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。	
	⑧ 外勤は公共交通機関のラッシュの時間帯を避けるなど、人混みに近づかない。	
	⑨ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。	
	⑩ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。	

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)

【チェック】

対 策 項 目		実 施
(4) 事業所での勤務	<p>⑪ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。</p> <p>⑫ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断(時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討)する。対面で行う場合は、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。</p> <p>⑬ オンラインではない社外の会議やイベント等について、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。</p> <p>⑭ 採用説明会や面接等については、テレビ会議等で実施するなど工夫する。</p> <p>⑮ テレワークを行うにあたって、厚生労働省の「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」などを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する。</p> <p>⑯ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等により、従業員に対して感染防止対策を周知する。</p>	
(5) 事業所での休憩等	<p>① 共有する物品(テーブル、椅子等)は、定期的に消毒する。</p> <p>② 使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底する。</p> <p>③ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合には、屋外であっても2メートル以上の距離を確保するよう努める。一定数以上が同時に休憩スペースに入らない、屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密」を避けることを徹底する。</p> <p>④ 休憩・休息スペースでは、原則としてマスクを着用する。</p> <p>⑤ 食堂等での飲食についても、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、対面で座らないように配慮する。</p>	
(6) トイレ	<p>① 便器は通常の清掃で構わないが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒を行う。</p> <p>② 便器に蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。</p> <p>③ ハンドドライヤーは利用を止め、共用のタオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、従業員に個人用タオルを持参してもらう。</p>	
(7) 車両・設備・器具	<p>① ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベーターのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いすなどの共有設備について、洗浄・消毒を行う。</p> <p>② 車両点検用工具などの共用器具等を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。</p> <p>③ ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液などがついたゴミがある場合はビニール袋に密閉する。ゴミの回収など清掃作業を行う従業員は、マスクや手袋を着用し、作業後に手洗いを徹底する。</p>	
(8) 対運転者点呼	<p>① 対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等と運転者の間にアクリル板や透明ビニールカーテンなどの設置、換気を徹底すること等により、「三つの密」を避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。</p> <p>② 疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させることによる体調の確認を行うこと等により、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。</p>	

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)

【チェック】

対 策 項 目		実 施
(8) 対運転する者に呼	③ 始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。	
	④ 酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器について、こまめな除菌や車両に備えられた携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底する。	
(9) 運行中	① 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。 ※ドライバーの取組については、別紙ドライバー用ガイドラインを活用する。	
(10) 事業立ち所入りへ	① 取引先等の外部関係者の立ち入りについては、必要性を含め検討し、立ち入りを認める場合は、当該者に対して、従業員に準じた感染防止対策を求める。	
	② あらかじめ、外部関係者が所属する企業等に、事業所内での感染防止対策の内容を説明する等により、理解を促す。	
(11) 従業員に願う	① 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」や「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。	
	② 公共交通機関や図書館など公共施設を利用する従業員には、マスクの着用、咳エチケットの励行、車内など密閉空間での会話をしないこと等を徹底する。	
	③ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることのないよう、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。	
	④ 発熱や味覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状やそれ以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、濃厚接触の可能性がある場合、同居家族で感染した場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する。	
	⑤ 過去14日以内に政府から入国制限されている、または入国後の観察期間を必要とされている国・地域などへの渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合、自宅待機を指示する。	
(12) 協力者に願う	① 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行う等により、感染拡大防止について協力を求める。	
	② 非対面・非接触の配送形態である「置き配」について、経済産業省・国土交通省の「置き配の現状と実施に向けたポイント」を参照しながら活用への理解を促す。	
(13) 感染者が確認された場合の対応	13-1 従業員の感染が確認された場合	
	① 保健所、医療機関の指示に従う。	
	② 従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。	
	③ 感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。	
	④ 感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないことがないよう留意する。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取り扱いについては、個人情報保護に配慮し、適正に取り扱う。	
13-2 複数社が混在する借用ビル内で同居する他社の社員で感染が確認された場合		
① 保健所、医療機関およびビル貸主の指示に従う。		

実施年月日	令和 年 月 日
事業所名	
運転者氏名	

トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)

(ドライバー用)

【チェック】

対策項目	実施
① 朝夕2回の体温測定を行い、発熱やせき、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害等の症状がなかったか確認する。	
② 乗車前、手洗い・手指消毒を行う。	
③ 複数名でトラックに乗車した際、マスクを着用する。	
④ 荷物の受け渡しや荷役等の際、マスクや手袋を着用する。	
⑤ 荷物の受け渡しや荷役等の際、相手先との直接接触を減らすよう努める。	
⑥ 荷積み前や荷卸し後、車内を消毒する。	
⑦ 複数名で作業した時、持ち場を分担するなどして、お互いに距離を取る。	
⑧ 共用のカートなど荷役機器を使った後、手洗い・手指消毒を行う。	
⑨ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れる。	



保健所の連絡先と所管区域一覧

組織名	保健所名	所在地	電話番号	保健所所管区域	
札幌市	札幌保健所	札幌市中央区大通西19丁目	011-632-4567	札幌市	
旭川市	旭川市保健所	旭川市7条通10丁目第二庁舎	0166-26-2397	旭川市	
函館市	市立函館保健所	函館市五稜郭町23番1号	0138-32-1547	函館市	
小樽市	小樽市保健所	小樽市富岡1丁目5番12号	0134-22-3110	小樽市	
渡島総合振興局 保健環境部	保健行政室	渡島保健所	函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎内	0138-47-9524	北斗市、松前町、福島町、知内町、 木古内町、七飯町、鹿部町、森町
	木古内地域 保健支所	木古内支所	上磯郡木古内町字木古内214 番地5号	01392-2-2068	松前町、福島町、知内町、木古内町
	森地域保健 支所	森支所	茅部郡森町字上台町330番地	01374-2-2323	鹿部町、森町
	八雲地域保 健室	八雲保健所	二世郡八雲町末広町120番地	0137-63-2168	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
	今金地域保 健支所	今金支所	瀬棚郡今金町今金107番地の2	0137-82-0251	今金町、せたな町
檜山振興局 保健環境部	保健行政室	江差保健所	檜山郡江差町字本町63番地	0139-52-1053	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、 奥尻町
石狩振興局 保健環境部	保健行政室	江別保健所	江別市錦町4番地の1	011-383-2111	江別市、石狩市、当別町、新篠津村
	石狩地域保 健支所	石狩支所	石狩市花川北7条1丁目14番地 の1	0133-74-1142	石狩市
	千歳地域保 健室	千歳保健所	千歳市東雲町4丁目2番地	0123-23-3175	千歳市、恵庭市、北広島市
後志総合振興局 保健環境部	保健行政室	倶知安保健所	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎内	0136-23-1914	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、 二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、 京極町、倶知安町、積丹町、古平町、 仁木町、余市町、赤井川村
	余市地域保 健支所	余市支所	余市郡余市町朝日町12番地	0135-23-3104	積丹町、古平町、仁木町、余市町、 赤井川村
	岩内地域保 健室	岩内保健所	岩内郡岩内町字清住252番地	0135-62-1537	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
空知総合振興局 保健環境部	保健行政室	岩見沢保健所	岩見沢市8条西5丁目1番地 空知合同庁舎内	0126-20-0100	夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、 南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、 月形町
	由仁地域保 健支所	由仁支所	夕張郡由仁町新光195番地	0123-83-2221	夕張市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町
	滝川地域保 健室	滝川保健所	滝川市緑町2丁目3番31号	0125-24-6201	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、 歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、 新十津川町、雨竜町
	深川地域保 健室	深川保健所	深川市2条18番6号	0164-22-1421	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、 沼田町
上川総合振興局 保健環境部	保健行政室	上川保健所	旭川市永山6条19丁目1番1号 上川合同庁舎内	0166-46-5979	幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、 比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町
	名寄地域保 健室	名寄保健所	名寄市東5条南3丁目63番地38	01654-3-3121	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、 下川町、美深町、音威子府村、中川町
	富良野地域 保健室	富良野保健所	富良野市末広町2番10号	0167-23-3161	富良野市、上富良野町、中富良野町、 南富良野町、占冠村

保健所の連絡先と所管区域一覧

組織名		保健所名	所在地	電話番号	保健所所管区域
留萌振興局 保健環境部	保健行政室	留萌保健所	留萌市住之江町2丁目1番地 留萌合同庁舎内	0164-42-8310	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、 羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	天塩地域保健支所	天塩支所	天塩郡天塩町新栄通9丁目 天塩合同庁舎内	01632-2-1179	遠軽町、天塩町
宗谷総合振興局 保健環境部	保健行政室	稚内保健所	稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2538	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、 枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、 利尻富士町、幌延町
	浜頓別地域保健支所	浜頓別支所	枝幸郡浜頓別町中央北3番地 宗谷総合振興局浜頓別合同庁舎	01634-2-0190	浜頓別町、中頓別町、枝幸町
	利尻地域保健支所	利尻支所	利尻郡利尻町沓形字日出町13番地1	0163-84-2247	礼文町、利尻町、利尻富士町
オホーツク総合振興局 保健環境部	保健行政室	網走保健所	網走市北7条西3丁目 オホーツク合同庁舎内	0152-41-0683	網走市、斜里町、清里町、小清水町、 大空町
	北見地域保健室	北見保健所	北見市青葉町6番6号	0157-24-4171	北見市、美幌町、津別町、訓子府町、 置戸町
	紋別地域保健室	紋別保健所	紋別市南が丘町1丁目6番地	0158-23-3108	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、 滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	遠軽地域保健支所	遠軽支所	紋別郡遠軽町大通北5丁目1番 27 オホーツク総合振興局遠 軽合同庁舎内	0158-42-3108	佐呂間町、遠軽町、湧別町
胆振総合振興局 保健環境部	保健行政室	室蘭保健所	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル内	0143-24-9833	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、 壮瞥町、洞爺湖町
	苫小牧地域保健室	苫小牧保健所	苫小牧市若草町2丁目2番21号	0144-34-4168	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、 むかわ町
日高振興局 保健環境部	保健行政室	浦河保健所	浦河郡浦河町東町ちのみ3丁目 1番8号	0146-22-3071	浦河町、様似町、えりも町
	静内地域保健室	静内保健所	日高郡新ひだか町静内こうせい 町2丁目8番1号	0146-42-0251	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
十勝総合振興局 保健環境部	保健行政室	帯広保健所	帯広市東3条南3丁目1番地 十勝合同庁舎内	0155-27-8634	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、 新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、 大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、 本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	新得地域保健支所	新得支所	上川郡新得町3条南6丁目1番 地16	0156-64-5104	鹿追町、新得町、清水町
	広尾地域保健支所	広尾支所	広尾郡広尾町公園通南4丁目1	01558-2-2191	大樹町、広尾町
	本別地域保健支所	本別支所	中川郡本別町北1丁目4番39号	0156-22-2108	本別町、足寄町、陸別町
釧路総合振興局 保健環境部	保健行政室	釧路保健所	釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、 標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	標茶地域保健支所	標茶支所	川上郡標茶町常磐8丁目1番地	015-485-2155	標茶町、弟子屈町
根室総合振興局 保健環境部	保健行政室	根室保健所	根室市弥栄町2丁目1番地	0153-23-5161	根室市
	中標津地域保健室	中標津保健所	標津郡中標津町東1条南6丁目 1番地3	0153-72-2168	別海町、中標津町、標津町、羅臼町